

新型コロナウイルス感染症

村税の徴収猶予の特例制度があります

新型コロナウイルスの影響により村税の納付が困難になった人を対象に、徴収の猶予が1年を限度に受けられる制度が設けられました。詳しくは、役場税務会計課にご相談ください。
※猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

■対象となる人

次の2つの要件をいずれも満たす納税者・特別納税義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

- ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）において、事業などに係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること。
- ②一時に納付し、または納入を行うことが困難であること。

※「一時に納付し、または納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請する人の置かれた状況を配慮して対応します。

■徴収猶予の特例制度の概要

- ・対象：令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する村県民税、法人村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税など
- ・猶予期間：納期限から1年以内
- ・延滞金：全額免除
- ・担保：不要

■申請手続きなど

- ・すでに納期限が過ぎている村税は令和2年6月30日までに、それ以外のは納期限までに申請が必要です。
- ・申請書は、税務会計課に用意しています。また、村ホームページにも掲載しています。
- ・申請書のほか、収入と現金・預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。
- ・必要書類や詳細についてお問い合わせの上、税務会計課へ申請手続きをお願いします。

■問い合わせ 税務会計課税務徴収班（☎42-2111内線223）

感染拡大防止に関する村からのお願い

令和2年5月14日、本県を含む39県については、特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除されました。しかし、政府より5月31日までは継続した対応が必要であることが示されたことから、本村の対策本部は、引き続き以下のとおり皆さまへお願いすることといたしました。

村民の皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

九戸村新型インフルエンザ等対策本部
本部長 晴山 裕康

- ◆不要不急の帰省や旅行など、県をまたぐ移動を控えてください。
- ◆特定（警戒）都道府県および感染拡大注意都道府県への出入りをできるだけ控えてください。
- ◆特定（警戒）都道府県および感染拡大注意都道府県からの来村・帰村の方は、来村・帰村後2週間の不要不急の外出を控えてください。
- ◆外出する際や人との面会時には、必ずマスクの着用をお願いします。
- ◆特定（警戒）都道府県および感染拡大注意都道府県から転入などの必要な手続きなどについては、来庁前に住民生活課窓口（☎ 0195-42-2111 内線 213）まで連絡をいただきますよう、お願いいたします。

※特定警戒都道府県は、北海道、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県の8都道府県。（5月14日現在）

※感染拡大注意都道府県とは、特定警戒都道府県の指定基準を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者数などで判断するもの。

岩手県からのお知らせ

県は、新型コロナウイルス感染症対策で、自覚症状がある人などの電話相談に応じるコールセンターを開設しました。今後の相談や問い合わせについては、コールセンターにお掛けくださるようお願いいたします。

◆住民からの相談や問い合わせ（コールセンター）

	午前9時～午後9時	午後9時～翌朝9時
症状がある場合	019-651-3175	
一般相談(感染予防など)	019-629-6085	なし

- F A Xでの相談…019-626-0837
- 厚生労働省…☎ 0120-565653（フリーダイヤル）
午前9時～午後9時 ※土日祝含む。

「新しい生活様式」で感染拡大防止

「新しい生活様式」による感染拡大予防について、引き続き、協力をお願いします。

①相対的にリスクの高い都道府県への移動の自粛

不要不急の帰省や旅行など、特定（警戒）都道府県および感染拡大注意都道府県との人の移動は、感染拡大防止の観点から、避けていただくようお願いします。

②「三つの密」のある場などへの外出の自粛

これまでにクラスターが発生しているような施設（対策が講じられていない場合に限る）や、「三つの密」のある場についても、外出を避けるようお願いします。

③施設（店舗など）・職場における感染対策の徹底

施設（店舗など）には、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」などの取り組みをお願いします。

職場においては、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触を低減する取り組みをお願いします。

④思いやりのある行動と冷静な対応のお願い

引き続き医療関係者をはじめ、県民生活に不可欠なサービスの提供に従事している皆さんに、感謝と思いやりの気持ちを持って応援するようお願いします。

県民生活の維持に必要な仕事への出勤や、通院、葬儀への参列などについて、県外から来る人に対し、落ち着きを持った冷静な対応を心がけるようお願いします。

「新しい生活様式」の実践例

①一人一人の基本的感染対策

- ◆ 人との間隔は、できるだけ2人（最低1人）空ける
- ◆ 外出時は、症状がなくてもマスクを着用する
- ◆ 手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗う
（手洗い後は、可能であれば手指消毒）

②日常生活での基本的な生活様式

- ◆ まめに手洗い、手指消毒
- ◆ 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ◆ 毎朝の体温測定、健康チェック
（風邪の症状などがある場合は自宅で療養）

③日常生活の各場面別の生活様式

- 【買い物】
 - ◆ 1人または少人数で空いた時間に
 - ◆ 商品などへの接触は控えめに
- 【娯楽・スポーツなど】
 - ◆ 公園は空いた時間の利用を
 - ◆ ジョギングは少人数で
- 【公共交通機関の利用】
 - ◆ 混んでいる時間帯は避ける
 - ◆ 徒歩や自転車の積極的な利用
- 【食事】
 - ◆ 出前やデリバリーの利用を
 - ◆ 大皿は避けて、料理は個別に

④働き方の新しいスタイル

- ◆ テレワークやローテーション勤務、時差出勤の推進を
- ◆ 会議はオンライン



外出控え 密集回避 密接回避 密閉回避 換気 咳エチケット 手洗い

募 集

村営住宅入居 希望者を募集

【募集住宅】

- 村営住宅第2小倉団地（木造平屋2LDK）…1戸
 - 村営住宅川向団地（木造平屋2LDK）…2戸
- ※第2小倉団地は、シャワー・浴槽・給湯器が、川向団地（うち1戸）は給湯器がありません。

【入居時期】 6月下旬

【家賃】 入居世帯員構成および世帯員の所得に応じて決定します（入居後も変動あり）。

【敷金】 家賃の3か月分

【連帯保証人】 村内に居住する2人が必要となります。

■入居資格

①現に同居し、または同居しようとする親族がある人（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人、その他婚姻の予約者を含む）②現に住宅に困窮していること③政令で定める収入基準に適合していること④国税・地方税など滞納していないこと

■募集期間 5月20日（水）～6月3日（水）
午前8時30分～午後5時30分

■必要書類

①入居申込書（役場農林建設課にあります）②住民票（入居希望者全員の本籍、続柄が表示されたもの）③令和元年度所得証明書（入居希望者全員分）④村税などの滞納がない証明書（入居希望者全員分）

■申し込み・問い合わせ 農林建設課地域整備班（☎42-2111内線283）

相 談

精神科医師による 心の悩み事相談会

眠れない、物忘れ、イライラする、気持ちが落ち込むことはありませんか。

精神科医師による相談を開催します。本人だけでなく家族のことも相談できますので、気軽に相談ください。

■日時 6月26日（金） 午後1時30分～

■場所 予約連絡いただいた際、お知らせします

※予約が必要です。相談を希望する人は、事前に問い合わせてください。

■問い合わせ 住民生活課保健衛生班（☎42-2111内線123）

お 知 ら せ

入山時には クマに注意

これから山菜取りなどで山に入る機会が多くなりますが、クマも冬眠から覚め、活動を始めています。

山に入るときは次のことに注意しましょう。

◆クマに遭わない工夫をする

- ・クマの活動が活発な朝夕や霧が出ている時は避ける
- ・単独ではなく、2人以上で行動する
- ・鈴やラジオで時々音を出しながら行動する
- ・音が消される強風時や沢沿いは特に注意する

◆もしクマに出会ったら

- ・走って逃げない、背中を見せない、大声を出さない
- ・持ち物（帽子や上着など）を静かに置き注意をそらす
- ・クマとの間に木や岩などを挟むようにする

※クマの目撃または農作物の被害を受けたときは、次の問い合わせ先に連絡してください。

■問い合わせ 農林建設課生産振興班（☎42-2111内線253）

お 知 ら せ

公民館学級の 申込期間延長

各教室の申込締切を、6月19日（金）まで延長します。なお、新型コロナウイルスの影響により各教室とも実施は7月以降を予定しております。皆さまの参加をお待ちしています。

■公民館学級一覧 書道教室、パッチワーク教室、着付け教室、料理教室、ステンドグラス教室、整理収納教室、陶芸教室

■問い合わせ 村公民館（☎42-2111内線312）

相 談

気楽に話ませんか おしゃべりサロン

傾聴ボランティアはまなすの会員がいます。

■日時 6月10日（水） 午前10時～午前11時30分

■場所 街の駅「まさざね館」

■内容 血圧測定、参加者の交流

■問い合わせ 住民生活課保健衛生班（☎42-2111内線123）